

洋上風力発電におけるモニタリング等に関する検討会 開催要綱

令和6年7月

1. 目的

「風力発電事業に係る環境影響評価の在り方について（一次答申）」（令和6年3月 中央環境審議会）において、洋上風力発電事業の環境影響に係る不確実性に対応する観点から、事業者の事業実施や継続に係る予見可能性を確保しつつ、工事中及び稼働中における実際の環境影響を把握するためのモニタリングを実施することが重要であるとされた。さらに、モニタリングの実施によって環境影響に係る科学的知見の充実を図ることで、我が国全体での洋上風力発電事業の環境負荷の低減と、事業実施の際に必要となる環境保全措置の最適化を図り、将来的により環境に配慮した洋上風力発電事業の推進に資することができる」とされた。

これを実効的なものとするため、本検討会では、事業者の予見可能性の確保の観点を踏まえ、海外の動向や最新の科学的知見を基に、国と事業者の役割分担を含めたモニタリングの内容、環境配慮の確保に向けたモニタリング結果の活用方法等について整理し、ガイドラインの具体的な内容を検討することを目的とする。

2. 検討会の運営

- (1) 検討会は、洋上風力発電に係る環境アセスメント等に関する知見を有する有識者を委員として構成する。
- (2) 検討会には座長を置き、座長は委員の互選により定める。座長は検討会の会務を総理する。
- (3) 検討会において特別な事項を検討する必要がある場合には、必要に応じて学識経験者等、検討事項に関連する者を説明員又はオブザーバーとして出席させることができる。
- (4) 検討会の事務は、経済産業省大臣官房産業保安・安全グループ電力安全課及び環境省大臣官房環境影響評価課において処理する。なお、検討会を円滑に運営するため、必要に応じ、事務運営の一部を外部機関に行わせることができる。

3. 期間

令和6年7月から令和7年3月までとする。

4. 検討会の公開等

- (1) 検討会は原則として公開とする。検討会の公開に当たり、検討会の円滑かつ静穏な進行を確保する観点から、インターネットを介した配信、入室人数の制限その他必要な措置をとることができるものとする。
- (2) 検討会における配付資料は、原則として検討会終了前に公開するものとする。ただし、公開することにより、公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある資料又は特定の者に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれのある資料は「委員限り」である旨明記し、非公開とすることができるものとする。
- (3) 議事録は、検討会終了後に原則として公開するものとする。なお、議事録の公開に当たっては、検討会に出席した委員の了解を得るものとする。
- (4) 上記(1)及び(3)の規定にかかわらず、特段の理由により検討会及び議事録を非公開とする場合には、その理由を明示するとともに、議事要旨を公開するものとする。
- (5) 上記(1)、(3)及び(4)の規定にかかわらず、検討会、議事録又は議事要旨の公開により当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがあるときは、会議、議事録又は議事要旨の全部又は一部を非公開とができるものとする。

5. その他

上記に規定するもののほか、検討会の運営に関する必要な事項は座長が定めることができるものとする。

以上

洋上風力発電におけるモニタリング等に関する検討会

委員等名簿

1. 委員（五十音順、敬称略）

氏 名	所属・役職
赤松 友成	早稲田大学 ナノ・ライフ創新研究機構 研究院教授
阿部 聖哉	一般財団法人 電力中央研究所 副研究参事
飯田 誠	東京大学 先端科学技術研究センター 特任准教授
浦 達也	公益財団法人 日本野鳥の会 自然保護室 主任研究員
加藤 学	一般社団法人 再生可能エネルギー長期安定電源推進協会 洋上風力委員会 委員長
塙原 泰	一般社団法人 海洋産業研究・振興協会 事務局長 兼 研究部長
島 隆夫	公益財団法人 海洋生物環境研究所 中央研究所 海洋生物グループ 研究専門役・主幹研究員
関島 恒夫	新潟大学 農学部 農学科 教授
田中 充	法政大学 名誉教授
原田 文代	株式会社 日本政策投資銀行 常務執行役員
若松 伸彦	公益財団法人 日本自然保護協会 保護・教育部 保護チーム 室長

2. 関係省庁

国土交通省 港湾局 海洋・環境課 海洋利用開発室
資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー課 風力政策室

3. 事務局

経済産業省 大臣官房 産業保安・安全グループ 電力安全課
環境省 大臣官房 環境影響評価課